

あなたが出した産業廃棄物は、きちんと処理されていますか？

産業廃棄物を処理する責任は排出事業者にあります。

もし、**不適正処理**が発生したら!?

次のような不適正処理が行われた場合、排出事業者が責任を問われます。

- 自社敷地内に自社の産業廃棄物を埋めた。
→ 不法投棄！
- 委託契約書に、支払う料金について記載がなかった。
→ 法で定める委託基準違反！
- 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の作成は処理業者に任せていた。
→ マニフェストは排出事業者が自ら交付しなければなりません！
- 処理委託した産業廃棄物が、不法投棄された。
→ 排出事業者が撤去を求められることがあります！



不法投棄された廃棄物



埼玉県マスコット「コバトン」

廃棄物処理法では、廃棄物を出した事業者(排出事業者)に対して、その産業廃棄物の処理を適正に行う責務が課せられています。

排出事業者の責務

- ① 排出事業者は、産業廃棄物の発生抑制、発生した産業廃棄物を適正に分別し排出すること及び再資源化に努める必要があります。(法第3条)
- ② 排出事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければなりません。(法第11条第1項)
- ③ 排出事業者は、その産業廃棄物を自ら処理できない場合には、許可を有した産業廃棄物処理業者に委託して処分することができます。(法第12条第5項)
- ④ 排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合、最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるよう必要な措置を講じるよう努めなければなりません。(法第12条第7項)
(※最終ページの自己チェックシートをご活用ください。)

産業廃棄物の処理委託で必要なこと

処理委託契約

排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、書面により、処理委託契約を行わなければなりません。

○処理委託は、**許可を有する事業者**に行わなければなりません。

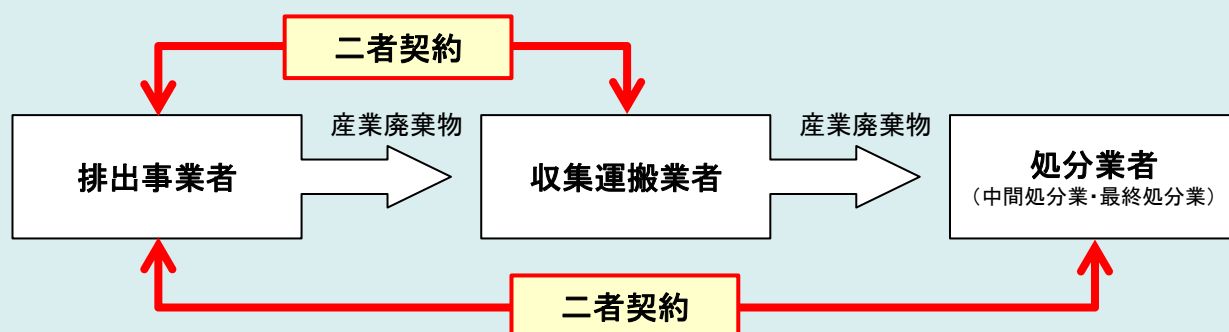
○処理委託契約書には、**法令で規定される事項**が含まれていなければなりません。さらに、**許可証**の写しを添付する必要があります。

○処理委託契約書及び添付書類（許可証の写し）は、契約終了の日から**5年間保存**しなければなりません。

※収集運搬業者と、処分業者と、別々に、直接、契約してください。

ただし、同一業者に委託する場合は1つの契約でまとめることができます。

処理委託契約の基本的な流れ



産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付

排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、最終処分まで確認しなければなりません。

○マニフェストの返却・保存

排出事業者は、交付したマニフェスト(A票)及び収集運搬業者・処分業者から返却されたマニフェスト(B2票、D票、E票)を**5年間保存**しなければなりません。

○マニフェストが返ってこないときは？

マニフェストが期日までに返却されない場合等は、次の措置を講じる必要があります。

※電子マニフェストについて

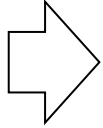
ここでは従来のマニフェストを説明していますが、パソコンを利用した電子マニフェストもあります。管理票の紛失の心配がなく、保存が不要になる等の利点がありますので、導入の検討をお願いします。(http://www.jwnet.or.jp/jwnet/top.html)

○マニフェストを交付した日から90日(特別管理産業廃棄物の場合は60日)を過ぎても「B2票」や「D票」が返却されないとき

○マニフェストを交付した日から180日を過ぎても「E票」が返却されないとき

○必要事項が記載されていないか、虚偽の記載がある写しが返却されたとき

○処理困難の通知を受け、マニフェストが返却されていないとき



【講じる措置】

次のような措置を講じる必要があります。

○速やかに、委託先事業者にお問い合わせる。

○産業廃棄物が未処理の場合は、他の事業者処理委託をする。

○30日以内に知事に報告書を提出する。

マニフェスト記入例

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日 平成 〇〇 年 4 月 1 日	交付番号 2538928	整理番号 〇〇 -401	交付担当者 氏名 埼玉 太郎
排出事業者 氏名又は名称 〇〇 食品株式会社	住所 〒330-00△△ さいたま市浦和区△△町〇丁目〇番〇号	電話番号 048-830-〇〇〇〇	事業場 名称 〇〇 食品株式会社△△工場 所在地 〒330-0011 さいたま市浦和区△△町〇丁目〇番〇号
産業廃棄物 種類(普通の産業廃棄物) <input checked="" type="checkbox"/> 0100 燃えがら <input type="checkbox"/> 0200 汚泥 <input type="checkbox"/> 0300 廃油 <input type="checkbox"/> 0400 廃酸 <input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 0700 紙くず <input type="checkbox"/> 0800 木くず <input type="checkbox"/> 0900 繊維くず <input checked="" type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	種類(特別管理産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 7100 強酸 <input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ <input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 7300 感染性産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 7410 PCB等 <input type="checkbox"/> 7421 廃石棉等 <input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 7423 鉱さい(有害)	数量(及び単位) 4トン	荷姿 バラ
中間処理産業廃棄物 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり		産業廃棄物の名称 魚腸骨 有害物質等 処分方法 焼却 備考・通信欄 手袋着用のこと 運搬や処分する際の注意事項を記入します。	
最終処分場所 名称/所在地/電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり	※ここは記入不要です。(二次マニフェストの場合に使用します。)		
運搬受託者 氏名又は名称 〇〇 環境運輸	住所 〒350-00△△ 川越市△△町〇丁目〇番〇号	電話番号 049-246-〇〇〇〇	運搬先の事業場 名称 〇〇 環境開発株式会社 処理センター 所在地 〒360-00△△ 熊谷市△△町〇丁目〇番〇号
処分受託者 氏名又は名称 〇〇 環境開発株式会社	住所 〒355-00△△ 東松山市△△町〇丁目〇番〇号	電話番号 0493-23-〇〇〇〇	積替又は保管 名称 所在地 電話番号 運搬途中に、積替え又は保管を行わない場合は、斜線を引きます。
運搬の受託 (受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	受領印	運搬終了年月日 平成 年 月 日	有価物拾集量 数量(及び単位)
処分の受託 (受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	受領印	処分終了年月日 平成 年 月 日	最終処分 終了年月日 平成 年 月 日
最終処分を行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号) 斜線部は、A票では記入の必要がありません。		
発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会		照合確認 B2票 平成 年 月 日 D票 平成 年 月 日 E票 平成 年 月 日	

産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付状況報告書

マニフェストを交付した排出事業者は、毎年6月30日までに、前年度に交付したマニフェストの交付状況報告書を、知事あてに提出しなければなりません。

(報告書の様式は、埼玉県のホームページで入手できます。)

電子マニフェスト利用の場合は、提出の必要はありません。

詳細は、埼玉県のホームページを御覧ください。

URL: <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/sanpai-kanrihyouhoukoku.html>

適正処理のための自己チェックシート(排出事業者用)

項目		確認欄	備考(参考条文)
保管基準	保管場所に囲い、掲示板はあるか		(規8条1号)
	産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透等防止措置はとられているか		(規8条2号イ)
	屋外の保管の高さは適切か		(規8条2号ロ)
	建設系廃棄物を事業場外保管する際の届出を行なっているか(300㎡以上)		(法12条3項)
委託契約書	委託相手の事業の範囲(許可内容)は適切か		(令6条の2)
	書面による契約はされているか		(令6条の2)
	収集運搬に係る契約と処分に係る契約が分離されているか		(法12条5項)
	許可証等の添付がされているか		(規8条の4)
	法定事項が記載されているか(法令を確認しているか)		(令6条の2、規8条の4の2)
	契約書が保存(5年間)されているか		(規8条の4の3)
産業廃棄物管理票(マニフェスト)	必要な交付がされているか		(法12条の3、規8条の19)
	排出事業者自身が交付しているか(処理業者に任せきりではないか)		(法12条の3)
	種類ごと、運搬先ごとに交付しているか		(規8条の20)
	記載事項に漏れはないか		(規8条の21)
	処理終了(管理票の返送)の確認をしているか		(法12条の3・8項)
	返送された管理票は契約のとおりか(把握していない再委託等はないか)		(法12条の3・8項、14条16項)
	管理票の写しが保存(5年間)されているか		(規8条の26)
	交付等状況報告(毎年6月30日まで)を行っているか		(法12条の3・7項)
産業廃棄物処理計画書等を作成し報告しているか(多量排出事業者該当者)			(法12条第10項、条例第20条)
特別管理産業廃棄物管理責任者の選任、資格要件の適合			(法12条の2・8項)
廃棄物処理を委託業者まかせにしていないか			
廃棄物処理を現場まかせにせず、経営者、管理者、実務者が連携して取り組んでいるか			
廃棄物の適正処理や3Rをグループ企業や取引先などを含めた課題としているか			
廃棄物の分別管理・再資源化を積極的に行っているか			
情報公開を積極的に行っているか			
近隣の方から苦情はないか			
産業廃棄物処理業者の選定、契約にあたり現地確認を行うなど情報収集に努めているか			
産業廃棄物処理業者と連携し、適正処理やリサイクル率の向上に努めているか			

参考条文：法一「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、令一「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」、規一「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」、条例一「埼玉県生活環境保全条例」 なお、特別管理産業廃棄物に係るものは別の条文があるものがあります。

お問い合わせ先

埼玉県環境部産業廃棄物指導課 監視・指導・撤去担当

所在地 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-3135